

岩手県ダンススポーツ連盟派遣選手等選考審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟が全国規模の大会等に派遣(推薦を含む。以下同じ。)する選手の選考に関し設置する審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 審議会は、岩手県ダンススポーツ連盟会長(以下「会長」という。)が必要と認めた場合に設置し開催するものとする。

(構成)

第3条 審議会は、5名で構成するものとし、理事会から2名、理事以外のサークル代表者等から3名とする。

2 審議会の会長、副会長は、審議会委員の互選とし、任期は派遣選手選考作業終了時点までとする。

(審議内容)

第4条 審議会は、中立公平な立場から付託された内容について審査し、意見を表明するものとする。

2 審議会は、付託された事項のほか、必要に応じて選考基準や支援内容等に関し意見を述べることができるものとする。

(決議の際の除斥)

第5条 審議会の意思決定につき特別な利害関係を有する構成員は、当該意思決定に加わることをできないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年11月8日から施行する。